

福岡教育大学
2025年度（令和7年度）
FD 活動報告書

2026年（令和8年）5月
福岡教育大学 FD 委員会

目次

FD 委員会各部会等活動報告

2025 年度（令和 7 年度）FD 委員会 授業評価部会報告書	樋口 善之	1
2025 年度（令和 7 年度）FD 委員会 広報研修部会報告書	長澤 五十六	13
2025 年度（令和 7 年度）教職大学院における FD 活動報告書	本多 壮太郎 木下 伸生 弘松 英樹 若木 常佳	15

2025 年度(令和 7 年度) FD 活動報告書

授業評価について

樋口 善之

(福岡教育大学 FD 委員会授業評価部会部会長, 保健体育研究ユニット)

概要

2025 年度においても Web システムによる授業評価アンケートを実施した。アンケート内容は、本年度も前年度同様の 12 項目とした。授業評価全体の結果としては、いくつか改善点も見つかったが、これまでの実践を踏まえた上での授業改善の報告も多数みられた。これらの成果はこれまでの授業評価の結果を踏まえた積み重ねの成果であると考えられる。

キーワード：授業時間外の学習支援, スマートフォン等によるアンケート実施

1 授業評価スケジュール

2025 年度の授業評価は、表 1 に示すスケジュールで実施した。

表 1 2025 年度授業評価スケジュール

日程	内容
6 月	前期授業評価実施方法検討
7~8 月	前期授業評価依頼・アンケート実施
9 月	前期授業評価報告提出依頼・回収
10 月	前期授業評価報告集計
11 月	後期授業評価実施方法検討
12 月	後期授業評価依頼
1~2 月	後期授業評価アンケート実施
2~3 月	後期授業評価報告提出依頼・回収
3 月	後期授業評価報告集計および授業評価報告書作成

2 授業評価の対象と方法

授業評価に用いるアンケートの内容については、前年度と同様に 12 項目とした(表 2)。対象科目は、学部及び大学院の全授業科目とした。

評価方法についても、これまでと同様に Fue-navi を用いた Web ベースによる回答形式とした。各授業の受講生は、当該 Web ページへアクセスし、ページ上に示される自身の受講科目について直接入力する形式となる。入力に際しては、担当教員が授業時に回答方法について説明し、受講生自身のスマートフォン等を用いるように依頼した。なお、授業形態による事情やスマートフォン等によるアクセスが難しい場合には、授業時間外にパソコン等から入力することとした。

表 2 本年度のアンケート項目

No	項目	備考
第 01 問	この授業に関する情報(授業の到達目標・概要・計画, 教科書, 成績評価の基準等)は学習を進める上で役立ちましたか	
第 02 問	あなたにとってこの授業の進行速度は適切でしたか	
第 03 問	教員の説明は分かりやすいものでしたか	2023 年度より項目変更
第 04 問	資料(板書, 配付資料, 映像・音声教材, スライド等)は授業の理解を助けるものでしたか	
第 05 問	教員との質疑応答, 学生同士の意見交換の場が十分に設けられましたか。	2025 年度より選択肢変更
第 06 問	この授業に主体的に取り組むことが出来ましたか	2023 年度より項目変更
第 07 問	この授業の予習・復習, 準備, 課題等のため, 毎週平均してどの程度の時間を費やしましたか	
第 08 問	この授業はあなたの関心・意欲を高めるものでしたか	
第 09 問	この授業の内容を十分に理解・修得できましたか	
第 10 問	この授業の内容は教員を目指す上で有意義でしたか	
第 11 問	総合的に判断して, この授業に満足しましたか	
第 12 問	この授業の感想(良かった点や改善を要する点等)を自由に記述してください。	

2-1 回収率

2025 年度における最終的な回収率は、前期 54.3%, 後期 46.6% となり、昨年度(前期 59.9%, 後期 54.3%) よりも低下した(図 1)。授業評価アンケートの回収率は、有効な授業評価・授業改善の観点から、より多くの回答を得て、その結果を次年度以降に役立てていくためにとっても重要な指標である。2020 年度よりの新型コロナウイルス感染拡大に伴い、多くの授業で遠隔授業が導入され、また 2022 年度の入学生からは個人の PC

を大学の学修活動で活用するBYOD(Bring Your Own Device) 制度が始まったことから、日頃から Google Classroom や Fue-navi へアクセスする機会が増えたことが結果としては Web ベースによる授業評価として高い回収率につながっていると考えられる。また授業担当者が授業評価アンケートの実施期間にアンケート入力を促したことも回収率の向上に寄与していると考えられる。

一方で、授業によっては回収率が低調であったとの報告もあった。昨年度から回答選択肢として「答えたくない・わからない」を加えた。昨年度の回収率を下回ったことから今後はさらなる回収率の向上に向けて、授業評価の内容的本質を保

持しつつ、回答に関する方法や形式に関する手立てを工夫することが必要である。

また、現行の実施方法として、授業時間内に授業評価アンケートの実施に関するアナウンスを各教員に依頼し、学生自身のスマートフォンやノート PC からの入力する形式を採用している。授業形式や進行状況などの理由から授業時間内でのアナウンス・実施が難しい場合も想定されるが、教員・学生双方で授業評価アンケートの位置づけを確認し、回収率の向上に向けて、着実な取り組みが期待される。並行して、授業評価アンケートの調査方法や項目内容、また授業者へのフィードバックや点検方法などを適宜改善していくことが引き続き望まれる。

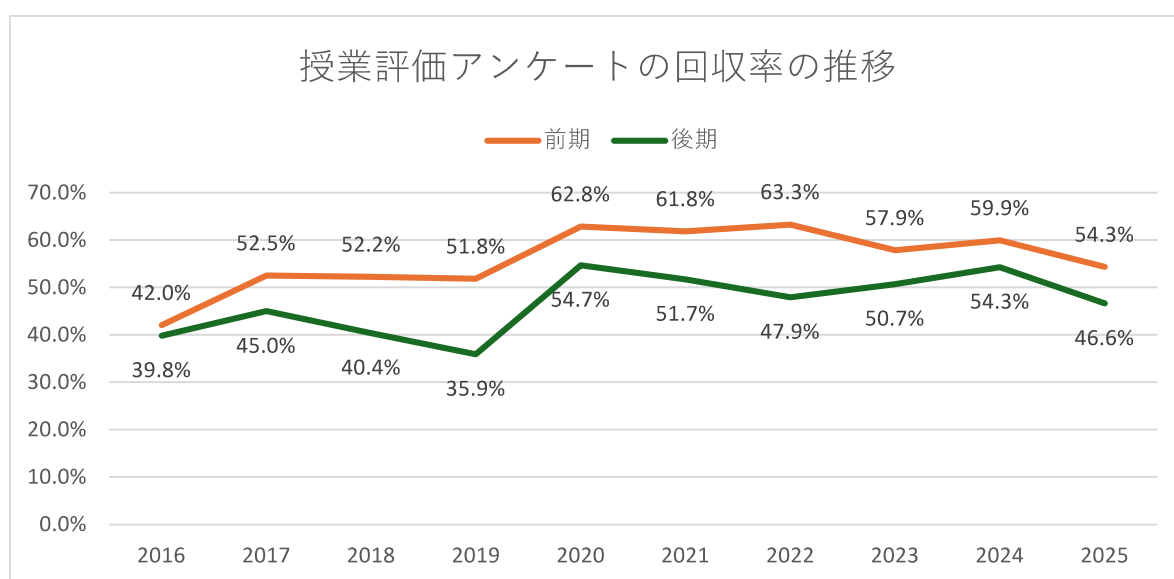


図 1 期末授業評価回収率の推移 (2016-2025)

3 受講生の回答

次に受講生の回答についての各設問結果をまとめる。

3-1 「第1問 この授業に関する情報（授業の到達目標・概要・計画，教科書，成績評価の基準等）は学習を進める上で役立ちましたか」

まず、授業に関する基本情報の有用性（問1）については、前期において「そう思う」が65.8%、「どちらかといえばそう思う」が26.6%であり、肯定的評価の合計は92.4%に達している。後期においても「そう思う」が65.8%、「どちらかといえばそう思う」が27.5%であり、肯定的評価は93.3%と高い水準を維持している。このことから、授業の到達目標や評価基準等の提示は、学習を進める上で有効に機能していると判断できる。

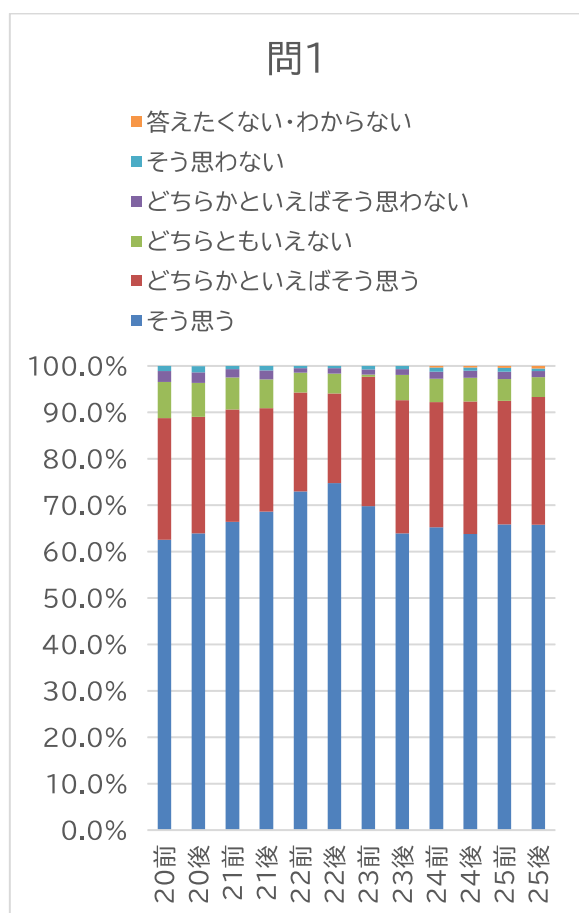


図 2

3-2 「第2問 あなたにとってこの授業の進行速度は適切でしたか」

授業の進行速度（問2）については、前期・後期ともに「適切である」とする回答が多数を占めており、全体として適正な進行がなされていると評価できる。ただし、一部には速いまたは遅いと感じる学生も存在しており、受講者の多様性に応じた柔軟な対応が求められる。

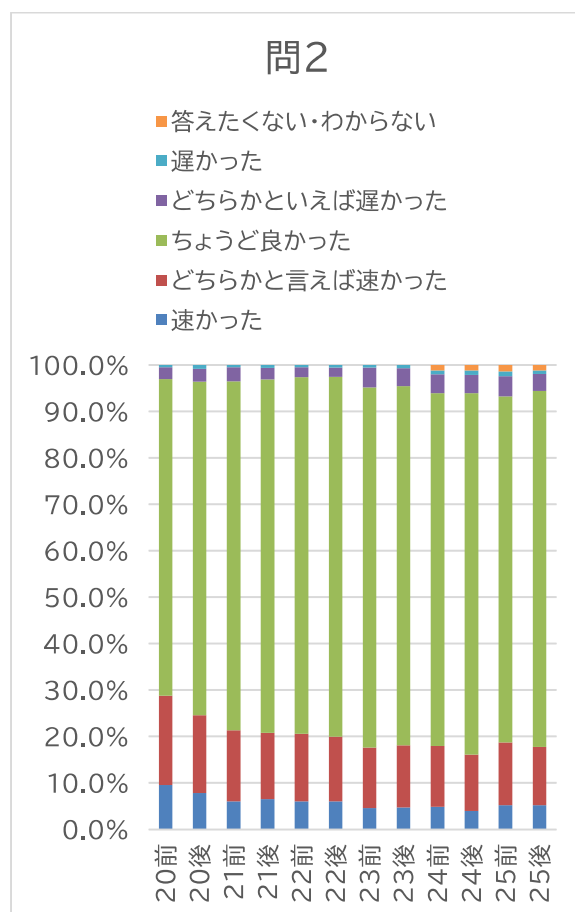


図 3

3-3 「第3問 教員の説明は分かりやすいものでしたか」

教員の説明のわかりやすさ（問3）については、前期・後期ともに肯定的評価が概ね9割前後に達しており、説明の明瞭さは高く評価されている。これは授業理解の基盤となる重要な要素であり、現在の水準は概ね良好であるといえる。

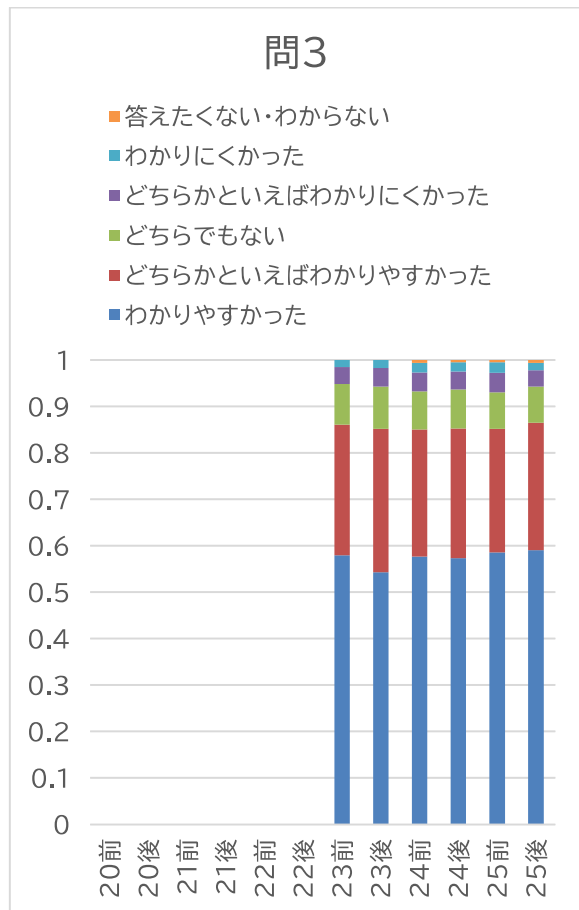


図 4

3-4 「第4問 資料（板書，配付資料，映像・音声教材，スライド等）は授業の理解を助けるものでしたか」

教材の有用性（問4）についても同様に、前期・後期ともに肯定的評価が約9割に達しており、板書や配付資料、スライド等が学習理解を支える役割を果たしていることが示されている。

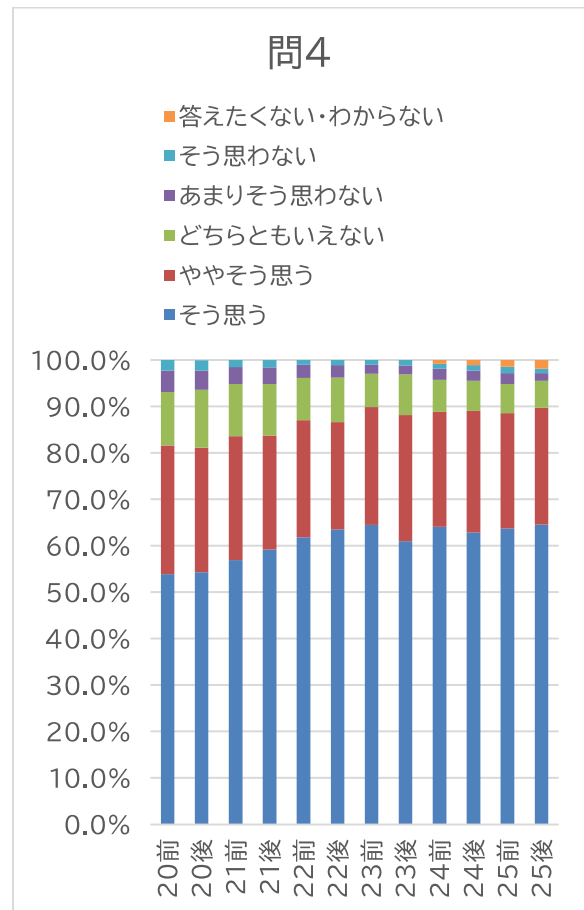


図 5

3-5 「第5問 教員との質疑応答，学生同士の意見交換の場が十分に設けられましたか」

一方で、質疑応答や意見交換の機会（問5）については、肯定的評価が前期・後期ともに80%台前半から中盤にとどまり、他項目と比較してやや低い水準である。授業における双方向性の確保については、今後の改善課題である。

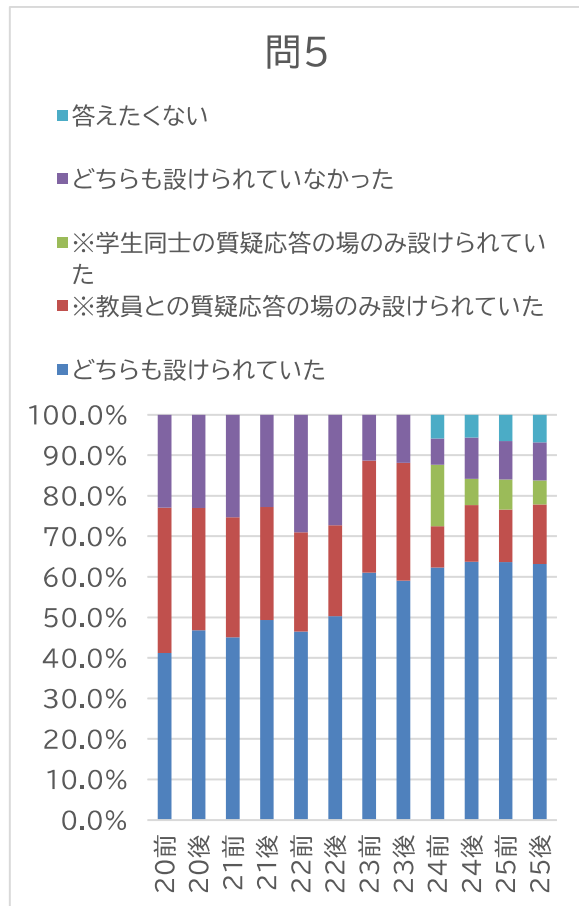


図 6

3-6 「第6問 この授業に主体的に取り組むことが出来ましたか」

主体的な学習への取り組み（問6）については、前期・後期ともに肯定的評価が80%台後半であり、一定の水準は確保されているものの、さらなる向上の余地が認められる。学生の主体性を引き出す授業設計の工夫が求められる。

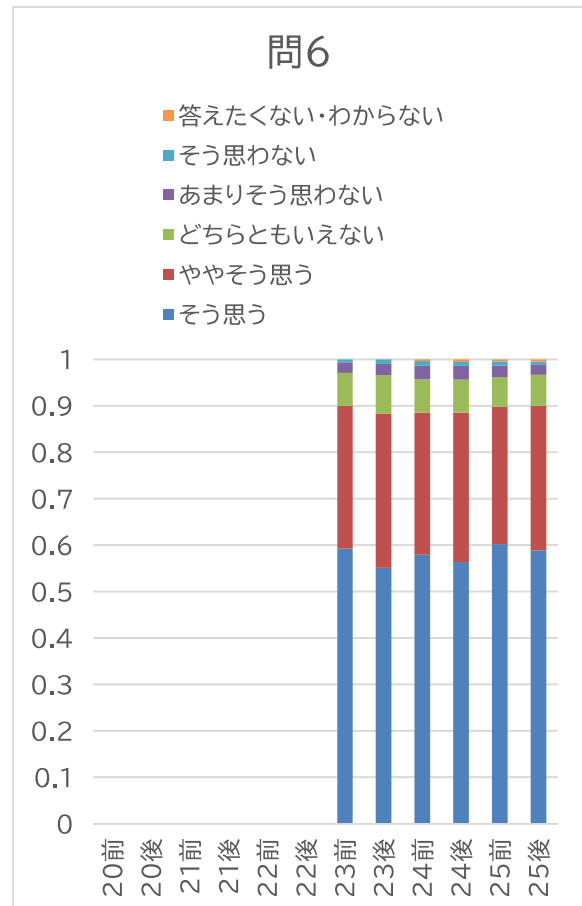


図 7

3-7 「第7問 この授業の予習・復習、準備、課題等のため、毎週平均してどの程度の時間を費やしましたか」

授業外学習時間（問7）については、回答が分散しており、特に短時間の学習にとどまる学生の割合が一定数認められる。予習・復習の具体的な指示や課題設定の工夫により、学習時間の確保を促す必要がある。

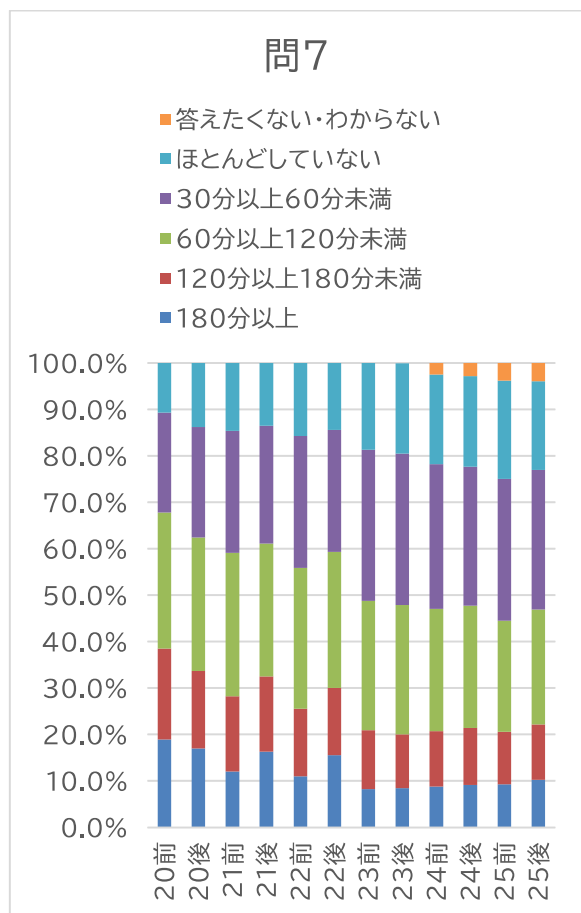


図 8

3-8 「第8問 この授業はあなたの関心・意欲を高めるものでしたか」

授業による関心・意欲の向上（問8）については、前期・後期ともに肯定的評価が85%から90%程度であり、授業が学習動機の喚起に一定の効果をもっているといえる。

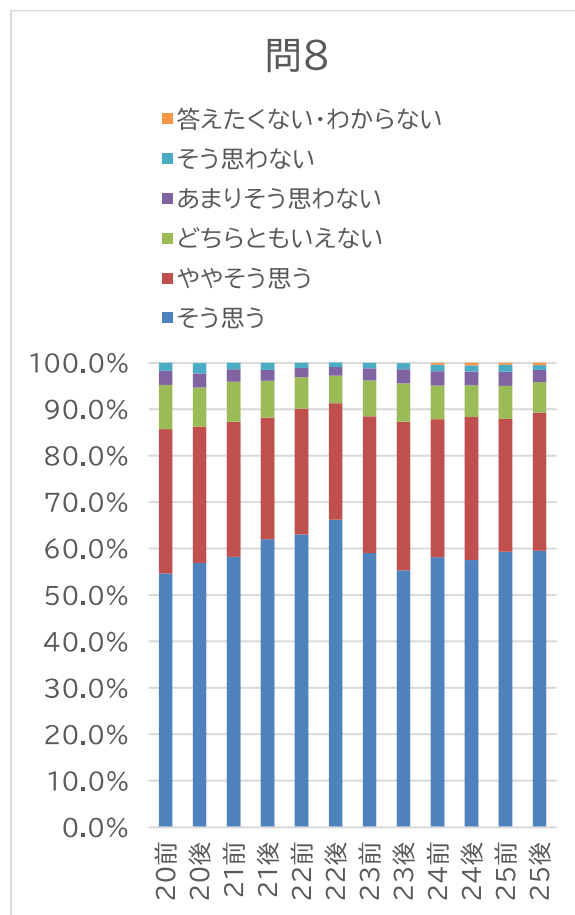


図 9

3-9 「第 9 問 この授業の内容を十分に理解・修得できましたか」

理解・修得（問 9）についても同様に、肯定的評価は 85%から 90%程度であり、学習内容の到達度は概ね良好である。ただし、一部の学生においては理解が十分でない可能性も示唆されるため、補足的支援の充実が望まれる。

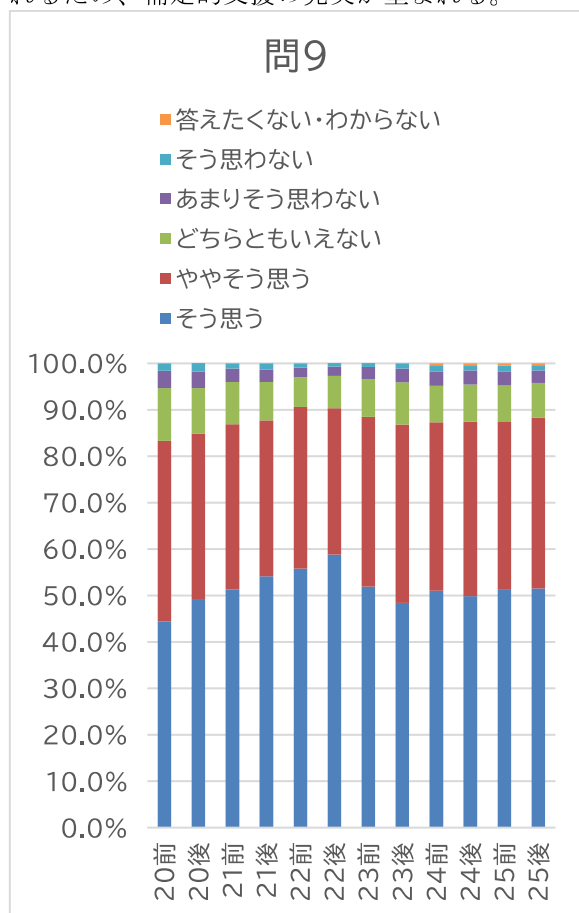


図 10

3-10 「第 10 問 この授業の内容は教員を目指すうえで有意義でしたか」

教職への有用性（問 10）については、肯定的評価が前期・後期ともに 90%前後と高く、教員養成課程における専門的意義が十分に認識されているといえる。

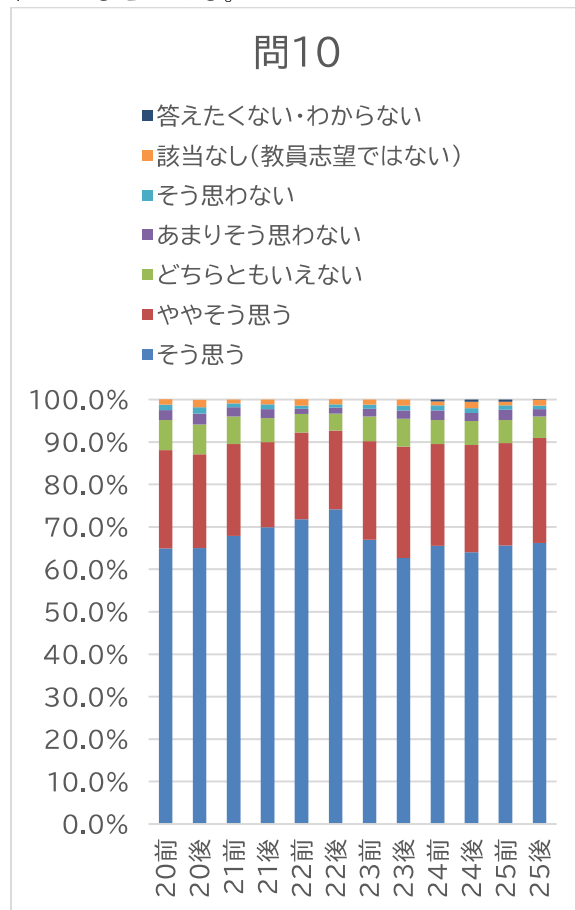


図 11

3-11 「第 11 問 総合的に判断して、この授業に満足しましたか」

総合満足度（問 1 1）についても、肯定的評価は 90%前後であり、授業全体に対する評価は良好である。各設問の結果とも整合的であり、授業運営の質は全体として高い水準にあると判断できる。

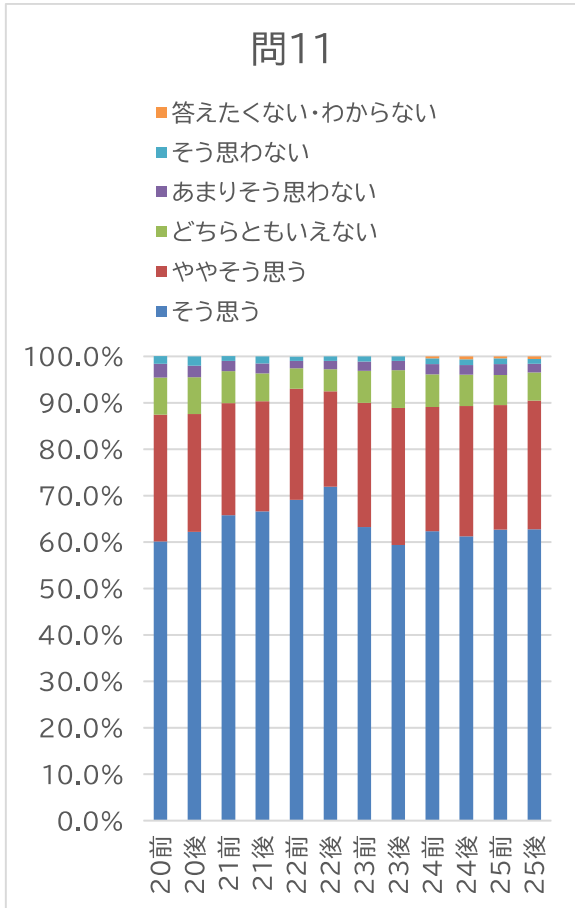


図 12

4. 授業評価実施報告の集計結果

学生による期末授業評価アンケートの結果を各授業者に開示し、例年通り、学部・大学院それぞれ 1 科目について授業評価報告の提出を依頼した。前期においては 168 件、後期においては 165 件の回答が提出された。

応等を踏まえ、今後の授業改善の予定を 14 の選択肢から複数選択方式にて回答を求めた。その結果、図 13 の通りとなった。

4-1 授業評価結果を踏まえた授業改善の予定

授業評価アンケート結果および学生からの反

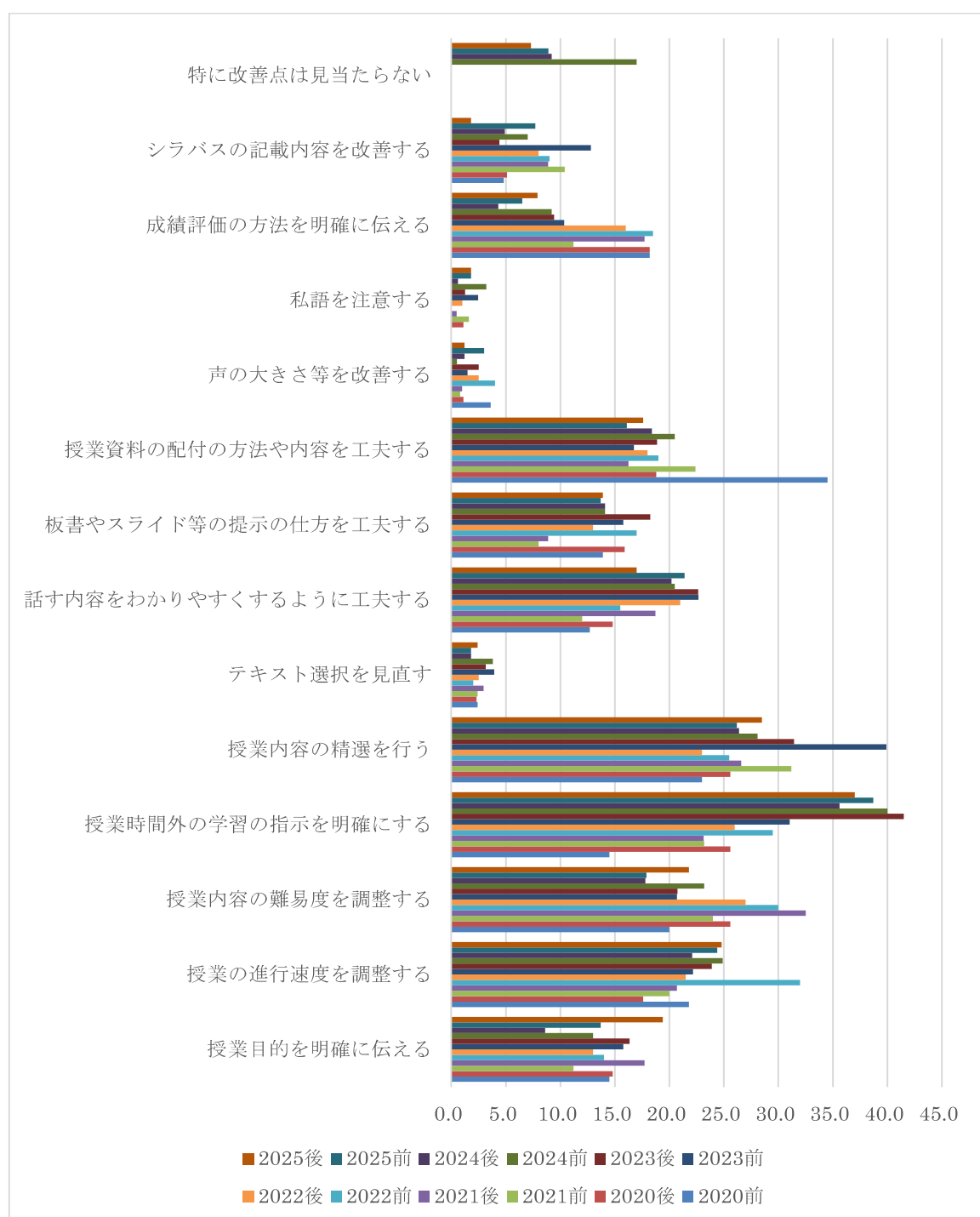


図 13 授業評価結果を踏まえた授業改善の予定（単位：％）

2025年度において、最も多く選択された項目は前期・後期ともに「授業時間外の学習の指示を明確にする」(図14)であった。ついで、「授業内容の精選を行う」(図15)「授業の進行速度を調整する」(図15)となった。

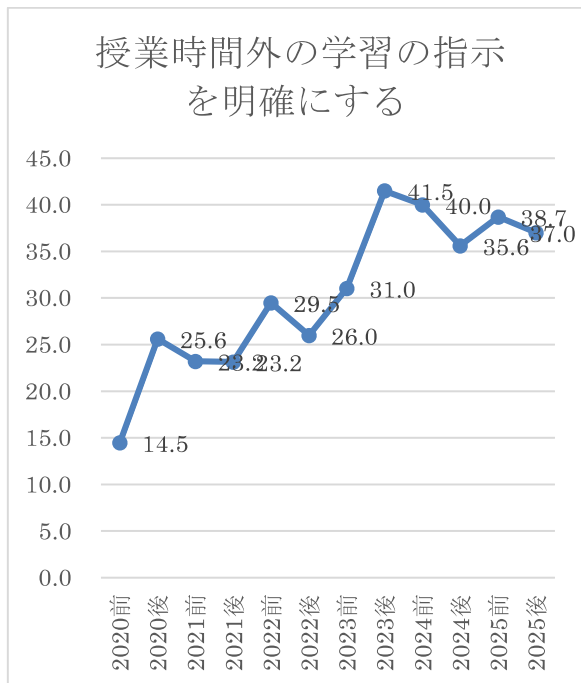


図14

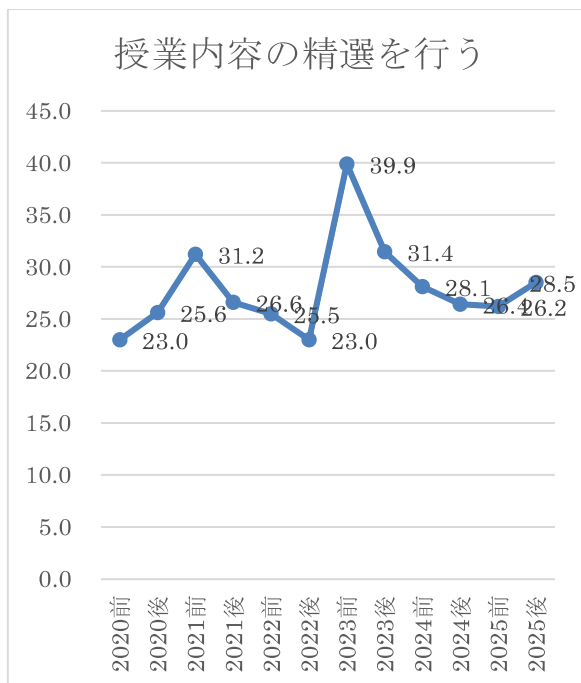


図15

全体的な傾向としては、「授業時間外の学習の指示を明確にする」が増加しており、2020年度前期の14.5%からすると近年は40%の回答

となっている。背景としては授業評価アンケートの「第7問この授業の予習・復習、準備、課題等のため、毎週平均してどの程度の時間を費やしましたか」の回答結果を反映しているものであり、アクティブラーニングや課題の位置づけ強化について、多くの教員が課題意識を持ち、授業改善のポイントとして挙げている。

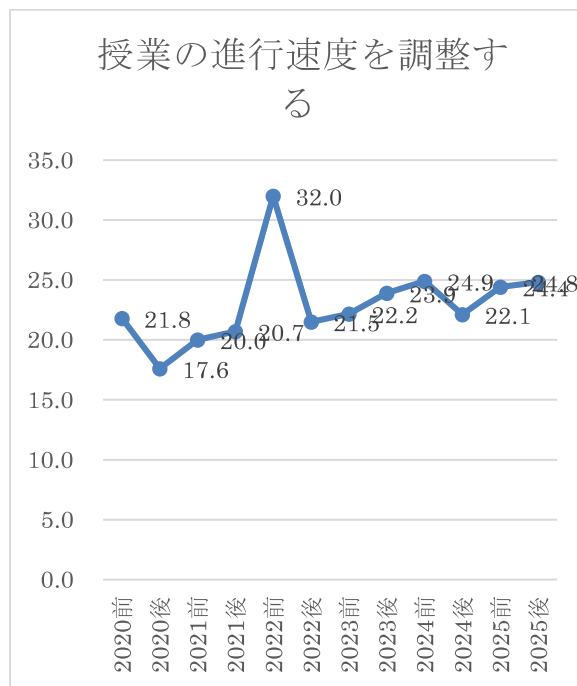


図16

また、授業時間外の学習指導に関する総合評価コメントの傾向として下記のようにまとめられた。

4-1-1. 授業外学習時間の少なさに対する懸念

前期においては、授業外学習時間の不足が複数の授業で共通して指摘されている。特に、予習・復習の実施率が低く、課題や指示があっても十分に取組みされていない状況が確認される。また、学習の主体性の不足や受け身の姿勢も背景要因として示唆されており、授業外学習の定着には指示の明確化とともに、学習意欲を高める働きかけが必要である。

後期においても、授業外学習時間の不足は継続的な課題として明確に認識されている。予習・復習の未実施や実施率の低さが繰り返し指摘されており、単なる課題提示にとどまらず、具体的かつ実行可能な指示の必要性が示唆される。また、この問題は一過性ではなく、例年的に見られる傾向であることから、構造的課題としての対応が求められる。

授業外学習時間の不足は、前期・後期を通じて一貫して指摘される重要な課題である。主な問題点は、①予習・復習の実施率の低さ、②課題・指示の伝達不足、③学生の主体性の弱さ、の三点に整理できる。特に後期においては、この課題が「例年的傾向」として認識されており、単年度の改善ではなく、授業設計全体の見直しが必要である。今後は、具体的な学習行動を促す明確な指示とともに、授業内外を連動させた学習デザインの構築が求められる。

4-2 授業改善の結果

前年度に比べて授業改善ができたか、についての結果は表 4 の通りとなった。なお、「該当無し」の回答が前期において 10 件、後期において 12 件あり、また、「特に改善点が見当たらない」が前期において 20 件（11.9%）、後期において 22 件（13.3%）あった。

表 3

学期	改善できた	できなかった
前期 N=168	126 (75.0%)	12 (7.1%)
後期 N=165	117 (70.9%)	14 (8.5%)

4-3 スマートフォン等による授業評価アンケートの実施状況について

スマートフォン等による授業評価アンケートの実施状況についての結果は表 5 の通りとなった。問題なく実施できた割合について、前期において 86.9%、後期では 84.8%となった。

表 4

学期	実施できた	できなかった
前期 N=168	146 (86.9%)	22 (13.1%)
後期 N=165	140 (84.8%)	25 (15.2%)

実施に支障があったケースにおけるコメントとして、前期においては、授業内での実施時間の確保不足と、教員側の周知・指示の不徹底が主因となり、アンケートの実施率が低下している。また、ICT 環境の不備や学生の回答行動（任意性・評価疲れ）も影響しており、複合的な要因によっ

て円滑な実施が妨げられている。後期においても、授業時間内での実施時間の不足と回答率の低さが主要課題であり、これらは前期から継続している。また、ICT 環境や運用方法の問題に加え、現行のオンライン実施方式そのものに対する限界認識も示されており、単なる運用改善にとどまらない制度的見直しの必要性が示唆される。

4-4 個別の授業評価アンケートの実施状況

全学での授業評価アンケートとは別に個別での授業評価アンケートの実施状況を尋ねたところ、「実施している」と回答した割合は 23.2%（39/168）、後期では 21.8%（36/165）となった。授業改善の観点から、全学で行う授業評価アンケートと併せて、各授業の特性に合わせた独自の授業評価アンケートを実施することが期待される。今後、FD 委員会においても学内外のモデルケースやグッドプラクティス事例について情報を収集し、研修会の企画や情報提供を通じて授業改善の取り組みを推進していきたいと考える。

4-5 授業評価アンケート集計結果の可視化ファイルについてのご意見

昨年度より授業評価アンケート集計結果の可視化ファイルを提供した。目的としては、実施報告書作成時の資料として活用してもらうことを想定している。また今年度より自由記述の結果閲覧機能も追加した。

寄せられたコメントとして、前期においては、可視化ツールは授業改善のための基礎的な情報提供手段として一定の有用性が認識されている。特に、自身の授業の位置づけや改善点の把握、自由記述の活用に関して肯定的な評価が得られている。一方で、活用の深度にはばらつきがあり、ツールの理解や活用方法の共有が今後の課題である。後期においては、可視化ツールは授業改善に資する有用なツールとして広く評価されている一方で、可読性、比較の解釈、データの整合性といった実務的課題が明確に指摘されている。また、単なる情報提供にとどまらず、活用方法の支援や組織的な活用体制の構築が求められている。

今後は寄せられたご意見・コメントを参考に、活用支援や使い方ガイドなどを整備するとともに、各教員の授業改善に資する仕組みづくり・情報提供を続けていきたいと考える。

5 まとめ

本年度の授業評価アンケートの総括として、概

ね良好な結果が得られたと考える。今回の結果および提出された実施報告書の内容・コメントを踏まえ、FD委員会として授業評価アンケートのより有効な在り方について引き続き検討し、授業改善に資する取り組みを着実に蓄積・継続していくことが重要であると考えている。

6 2025 年度 FD 委員会授業評価部会

小田泰司（社会科教育研究ユニット）・大平壇（特別支援教育研究ユニット）・樋口善之（保健体育研究ユニット）

2025 年度（令和 7 年度）FD 活動報告書

「新任教員 FD 研修」 「学域・センター内授業研修」 「令和 7 年度全学 FD セミナー」

長澤 五十六

（福岡教育大学 FD 委員会 広報・研修部会部会長 理数教育学域）

概要

1. 新任教員 FD 研修を実施した。
2. 学域・センター内授業研修を実施していただき、報告書を集約して全学に公開した。
3. 令和 7 年度全学 FD セミナー「大学における生成 AI とのつきあい方」を実施した。

1 本年度の活動

「新任教員 FD 研修」、「学域・センター内授業研修」、「全学 FD セミナー」に取り組んだ。

2 新任教員 FD 研修

令和 7 年 5 月 1 日、対象となる新任教員にメールで資料配付等をおこなうことにより、「令和 7 年度新任教員（学部・大学院）FD 研修会」を実施した。研修の目的は、本学の FD に関する概要を理解してもらうことと、本学での業務に当たり、必要な知識を習得してもらうためである。配布資料は、FD 委員会に関する資料（FD 委員会規程等）、本学の授業評価に関する資料（過去の授業評価アンケート結果等）、FD 委員会の過去の取り組みに関する資料、令和 6 年度に実施した全学 FD セミナーに関する資料、FD 活動報告書に関する資料である。

事後アンケートに 13 名の新任教員から回答があり、「この FD 研修会は、あなたのためになったと思いますか」に対しては「とてもそう思う」が 5 名、「どちらかといえばそう思う」が 6 名であり、おおむね肯定的な評価を得られた。しかしながら、2 名の教員が「どちらともいえない」と回答した。このうち 1 名の教員は自由記述の項目で、「配布資料では組織的にどのような取り組みがなされているか、これまでどのように活用され授業が改善されてきたのか必ずしもわからなかった。そのため現時点ではどのように役立てれば良いかわからない」「具体性が欲しい」と回答していたことを考えると、特に FD 委員会の過去の取り組みに関する資料等に改善の必要性が感じられる。今後の研修に関する課題である。

3 学域・センター内授業研修

令和 7 年 6 月 23 日に、「令和 7 年度（2025 年度）学域・センター内授業研修の実施について（依頼）」を発出した。

今年度の実施要領は以下の通りである。

1. 学域・センター内授業研修（以下、学域内授業研修）は学域・センターで立案した計画に沿って実施する。
2. 必要に応じて、教科横断的に又は教科等ごとに実施する。健康科学センター、障害学生支援センターについては、各組織の実情に応じて実施することができる。
3. 学域内授業研修は次の事項に沿って行う。

- (1) 研修を実施するに当たっては、1 年に 1 回以上の参観授業を必ず行う。
- (2) 参観後は、授業者と参観者で授業改善に関する協議を行う。（以下略）

報告書の記載項目は、以下の通りである。

1. 本時の目標・内容、教材、授業の方法・技術等について（カリキュラム上の位置づけ等も含む）
2. 授業における環境デザインについて（授業中のルール・規律を含む）
3. 改善点・課題・参考になった点等

「福岡教育大学 2025 年度（令和 7 年度）学域・センター内授業研修実施報告書」には、13 の授業に関する研修実施報告が収められ、令和 8 年 1 月 5 日に、ガールーンへ掲示した。詳細についてはその報告書に譲り、以下、概要のみを記す。

多くの授業において、「改善点・課題・参考になった点等」に具体的改善方法などが記述されている

ことは、研修会での情報収集が、本学の授業改善に役立っていることを示していると思われる。例を挙げると、授業方法・技術に関して、「小・中学校の器楽指導においては、指導者が、学級全体の響きとしてリコーダーの音を捉えるだけではなく、児童・生徒一人ひとりの音を捉える場面や視点を意識的に確保することを、授業の中においてさらに工夫すると良い」といった意見や、「保護者として語る時間と大学教員として語る時間を明確に分けたり、あるいは、実地指導講師を利用して語る人物そのものを分けたりした方が、わかりやすくなるかもしれない」などの意見があった。また、「昨年の反省も踏まえ、配布資料の配布は、Classroom へのアップに変更したが、講義の際に、ノート PC を開いて、参考にしながら講義に参加している学生は半数もいなかった」という指摘もあった。これは本学が BYOD を導入しているメリットを十分に活用できていないことを示しており、学生へ指導する機会をある程度確保する必要性を感じる。

これらの報告は、各学域だけの課題を見つけるだけではなく、本学全体の概要を改めて確認する機会ともなった。これは、今後の FD 活動における有意義な情報である。

4 全学 FD セミナー

令和 7 年度全学 FD セミナーは、外部講師として、早稲田大学教職大学院教授である、田中博之先生に講演を依頼し、Zoom によるリアルタイム配信で実施した。実施日は令和 8 年 1 月 29 日の 14:30~16:00 であった。

セミナーのテーマは、「大学における生成 AI とのつきあい方」で、具体的内容としては、「ICT 教育利用の原則」、「生成 AI の特徴」、「生成 AI で育てたい資質・能力」、「大学授業での生成 AI の使い方」であった。特に、生成 AI を活かし、授業実践例を多く示して頂いたことは、大学での授業実践に関するヒントを得る上で、重要な内容であった。

セミナー後のアンケートには、34 件の回答があった。「今後授業を実施するにあたり、本セミナーが参考になると思えますか」に対しては、「とてもそう思う」が 25 件、「どちらかといえばそう思う」が 7 件（この二つを合わせると 32 件、94%）、「どちらともいえない」が 2 件であった。否定的な感想である、「あまりそう思わない」、「全くそう思わない」はともに 0 件であった。

研修のテーマ・内容について、かなり肯定的な評価が得られたことは、生成 AI というテーマが、多く

の興味・関心を持たれている領域であったことが実感される。アンケート結果での「実践的示唆に富む構成で、今後の実践に直結する建設的な内容だった」

「プロンプトをどのように作成したり、学生へ指導したりすればいいかを知りたかったので、参考になりました」という意見は、教員が生成 AI の活用をこれまでにも意識していたことの表れである。また、「生成 AI を自分が授業で頻繁に使用することはないかもしれないが、成果物を院生が作成する際に、適切な使い方を理解しておくことは必要だ」という意見は、学生が日頃から AI を利用していることを踏まえたうえでの、教員自身の能力向上を意図したものであり、学生への指導上の留意点を意識する上で、有用であったと捉えられる。さらに、「生成 AI を福教大で利用する際の Tips 集みたいなのがあると助かる」という意見は、教員個人の授業発展だけでなく、大学が組織として生成 AI 利用のサポートをする取り組みを推進していくべきだという発想を与えるものである。これらの意見に対して、FD 委員会としてどのような具体的取り組みができるのか、そして、その実行体制をどのように構築すべきかを検討することが、今後の課題点であると考ええる。

今回の「生成 AI」をテーマにしたセミナー内容に関しては、その「続き」を望む意見を数件頂いた。次年度以降、今回の内容の一領域に焦点を絞り、より詳細な内容をテーマにセミナーを企画することもあり得るのではないかと考える。

今年度は Zoom による Web 配信とし、セミナーを実施した。理由のひとつは、遠距離におられる専門家に講師をお願いしやすいという利便性であったが、アンケートでは、「Zoom 開催は参加しやすくありがたい」という意見が上がっており、今後もこの開催様式は有効に利用できるものと考ええる。

謝辞

全学 FD セミナー講師をお引き受けいただきました早稲田大学教職大学院教授、田中博之先生、新任教員 FD 研修、全学 FD セミナーにご参加いただきご意見をくださった皆様、学域・センター内授業研修を実施し報告書をご執筆いただきました皆様に、心より御礼申し上げます。

令和 7 年度（2025 年度）広報・研修部会

部会長 長澤 五十六（理数教育学域）

部会員 熊木 悠人（教育・心理・特別支援教育学域）

山中 和佳子（芸術・実技教育学域）（～R7. 9）

川上 健太郎（芸術・実技教育学域）（R7. 10～）

教職大学院におけるFD活動報告書（2025年度）

本多壮太郎 木下伸生 弘松英樹 若木常佳
(福岡教育大学大学院教育学研究科教職実践専攻)

概要

2015年度の設置以来、教職大学院においては、専攻内のFD活動として専攻全体でのシラバスの具体化や独自の授業評価、コースの独自性を重視したコース別研修を継続している。本報告書では、今年度の活動全体（表1）と、教育実践力開発コースとスクールリーダーシップ開発コース、今年度より立ち上がった特別支援教育向上コースを加えた3つのコースで実施した内容について示す。

表1 今年度の教職大学院のFD活動の全体

実施時期	内容
4月	・今年度のFD活動内容およびスケジュールの周知
5月	・コース内FD開始 ・前期授業評価（中間）実施
7月	・学域・センター内授業研修（教職大学院授業研修）実施
8月	・前期授業評価（期末）の実施
9月	・学域・センター内授業研修実施報告書作成
10月	・前期授業評価に基づく改善点と具体的な対応の共有および意見交換 ・学域・センター内授業研修実施報告書提出
11月	・後期授業の授業評価（中間） ・教職大学院におけるFD活動報告書作成
12月	・教職大学院におけるFD活動報告書提出
1月	・後期授業評価（期末）の実施
2月	・後期授業評価に基づく改善点と具体的な対応の共有および意見交換
3月	・次年度に向けたFD活動計画立案

1. 教育実践力開発コースのFD活動

担当：本多壮太郎

(1) 今年度のコースFDについて

教育実践力開発コースにおけるFDは、教員相互の学び合いを重視し、専門性を超えた知見の共有を通じて、院生の教育実践力向上に向けたよりよい授業づくりの構築につなげていくことを目

的とした。具体的には、中等教科教育高度実践プログラムに所属する第1学年20名が受講する必修科目「教育実践の理論と授業づくり」を対象とし、授業の内容や方法、受講生の受け止め方などを共有したうえで、意見交換を行うこととした。

(2) 教育実践の理論と授業づくりについて

この授業は受講生が、国語科、社会科、数学科、保健体育科、理科、英語科の学習内容の系統性や本質、授業展開の工夫などを各教科専門担当教員から学ぶとともに、受講生が専門とする教科の教材の機能と役割を踏まえて、教科横断的な授業（単元）を構想できる力を身に付けることを目標としている。第1回目の授業は、主担当である坂井清隆先生によるオリエンテーションが行われ、第2回目から第13回目の授業では、国語科教育（青山之典先生担当）、社会科教育（藤島俊幸先生担当）、数学科教育（有元康一先生担当）、保健体育科教育（本多壮太郎担当）、理科教育担当（花島秀樹先生）、英語科教育（白井竜馬先生担当）における各教科の特性、中心となる教育目標—方法—内容構成、実践事例紹介および実践分析等が行われ、第14・15回目の授業では、坂井先生による教科等横断的な単元構想への取組および発表が行われた。

(3) 各教科担当教員の授業内容、コース内FDでのコメント

以下にコース内FDで共有された各教科担当教員による授業内容とコース内FD後に実施し

た教員へのアンケート調査の結果の要約を紹介する。

青山先生の授業内容（授業実施日 2025 年 4 月 17 日，24 日，コース内 FD 2025 年 5 月 20 日）

「言葉」という根源的なテーマに焦点を当てて構成された。国語科に限定されず、教育活動全般において言葉が媒介となっていることを確認する内容であった。冒頭では、言葉を使わずに短文を伝える活動が行われ、言葉の不可欠性と限界が体験的に示された。その後、人がどのように言葉を獲得し、解釈を形成し、思考と結び付けるのが講義と演習で扱われた。「アウシュビッツの図書係」の読解を題材に、言葉が自己と世界の認識を変容させる力が検討された。終盤では「学習者の言葉と思考が保障されているか」という問いが提示され、受講者自身が授業者としての立場を省察する機会が設けられた。全体を通じ、各教科の専門性を超えて言葉の意義を再認識する構成であった。

アンケート要約

「言葉」に着目して学ぶ意義を問い直す構成が各教科に通じる深い学びをもたらし、非常に印象的であった。言葉を媒介として教科固有の考え方を汎用的に広げる示唆を得ることができ、さらに言葉が自己の同一性や世界の見え方に関わり得るという広い視点を提示されたことが心に残った。授業設計の三つの視点や、言語・身体表現の両面からの探究手法は具体的で有益であり、受講生の主体性を高める展開は自身の授業改善の参考になった。異なる専門の受講生同士が対話を通じて「オープンエンド」の学びを実現していた点は特に価値が大きく、教職大学院の理念である「理論と実践の往還」に直結するものとして受け止めた。

藤島先生の授業内容（授業実施日 2025 年 5 月 1 日，8 日，コース内 FD 2025 年 5 月 20 日）

社会科教育の本質を問い直す構成であった。高校入試問題の変遷が題材となり、知識暗記型の問題から、概念理解や思考力を問う問題への変化が読み解かれた。複数の資料や統計をもとに概念を形成する課題が提示され、学習者は事実の理解に留まらず、解釈や表現へと展開する重要性を確認できる内容であった。地域の特色を問う設問や、資源・エネルギーに関するデータが上げられ、断片的な知識の習得ではなく概念的理解の形成が重視された。社会科における「断片的な知識

から概念的理解へ」という転換が強調され、知の構造を意識した授業づくりの意義が示されていた。

アンケート要約

入試問題の変遷をたどりながら「何が求められているのか」に気付かせる構成が社会科教育に限らず他教科にも応用可能であり、教科横断的な学びの契機として大変参考になった。知識を相互に関連付けて概念形成へと導く社会科の役割が強調され、学習者が将来社会で知恵として活用できるような学びの在り方に深い示唆を得た。国道 41 号線の題材など身近な資料の活用は専門を超えて受講生の関心を喚起する工夫として印象に残った。授業では受講生が自らの指導観や偏見に気付き、教師としての姿勢を柔軟に捉え直す過程が意図的に設計されており、その教育的価値を強く感じた。特に「恩師の亡霊」に縛られない姿勢は大きな共感を呼び、授業改善の示唆となった。

有元先生の授業内容（授業実施日 2025 年 5 月 15 日，22 日，コース内 FD 2025 年 8 月 5 日）

算数・数学教育の現状と課題を TIMSS の調査結果をもとに確認し、基礎学力は高水準である一方、楽しさや有用性の実感が不足している点を指摘した。課題解決の手立てとして「数取りゲーム」や「マンホールの蓋の形」など、生活と結びつけた題材を扱った。さらに、数学を中心に据えつつ他教科との関連を視野に入れた学習活動を構想させ、児童生徒が数学の有用性を実感できる授業づくりを目指した。第 7 回では、数学と美術を題材にしたワークショップを紹介し、STEAM 教育の視点から教科横断的学習の意義を議論した。受講生は自教科と数学を関連づけた授業案を考案し、それぞれの専門の視点から数学的な見方を再検討した。受講生が授業後も研究室を訪れて議論を深めるなど、自発的な学びが展開され、数学の広がり可能性を実感させる授業となった。

アンケート要約

数学を軸に据えた教科横断的な学びの可能性を示す授業が印象深く、受講生が主体的に学び合い、授業後も学びを深める姿が目についた。数学的視点から自教科を捉え直す双方向のアプローチは独自性が高く、受講生に自教科の枠を越える学びの広がりや心地よさをもたらしていたと感じた。学問を実用に落とし込むことで学問の価値や意義を再認識できた点は有益でありながら、AI の台頭など現代的課題において学問の必要性

をどう高めるかという難しさも意識させられた。日常生活や社会の事象を数学化し、数学の見方・考え方を起点に各教科の視点を再考させる取り組みが授業構想に結実していた点が特に参考になった。

本多の授業内容（授業実施日 2025年5月29日、6月19日、コース内FD 2025年8月19日）

「期待感・安心感・共感」をキーワードに授業構成の在り方が示され、学習者が見通しをもって主体的に参加できる仕組みが提案されていた。反転授業を取り入れ、授業外の時間と授業内の時間をつなぐ学習の可能性が強調されていた。バレーボールや健康・安全の授業を題材に、自主性を高めるための事前配信や単元見取り図の活用が紹介された。さらに「マスターキー」という汎用的概念を用いて、各単元で共通する学びの視点を見いだすことの重要性が強調されていた。授業記録やスキルテストの結果から、反転授業が技能習得や思考深化に有効であることが示されていた。

アンケート要約

期待感と安心感、共感を重視した授業構成の意義を強く実感することができた。反転授業によって学習の見通しが明確になり、学校教育全体のカリキュラムマネジメントに応用できる可能性を感じた。「マスターキー」という表現は強い印象を与え、汎用性の高い概念として受け止められた。学習は授業時間だけで完結する必要がないという認識を再確認でき、授業外とのつながりを意識した学びの意義にも気づかされた。他教科への展開可能性も見出され、特に理科実験などで反転授業の活用を構想する受講生がいたことが、授業改善の具体的示唆として参考になった。

花島先生の授業内容（授業実施日 2025年6月26日、7月3日、コース内FD 2025年8月19日）

理科教育における直接体験の重視と、生活経験や素朴な知識を科学的理解に変換する意義が示されていた。学習指導要領に基づき、学習者の既習事項やつまづきを踏まえた教材研究の在り方が具体的に紹介され、生活に根差した教材開発の重要性が強調されていた。授業の導入においては予想や発問を用いて学習意欲を喚起し、学習目標の明確化や評価の工夫を通じて質的な向上を図る方法が論じられていた。実際の理科の問いかけ

や日常的事例が取り上げられ、学習者が自らの経験と結びつけながら理解を深める仕組みが提示されていた。主体的・対話的で深い学びを実現する理科授業の具体像が描かれていた。

アンケート要約

直接体験を重視し、素朴な知識を科学的知識へと変換する授業の意義が強く心に残った。単なる知識の断片化ではなく、生活と結び付いた「役立ち感」を実感できる学びが特に印象的であった。授業中の問いかけが学習者の期待感を喚起し、さらに知りたいという動機付けにつながる展開に感銘を受けた。教材研究において「経験や生活を生かす」「つまづきや誤概念を生かす」という視点の重要性を再認識し、学習者が日常生活と理科概念を結びつけられる工夫の必要性に改めて気付かされた。

白井先生の授業内容（授業実施日 2025年7月10日、17日、コース内FD 2025年8月5日）

英語教育の意義を多面的に捉え直すことを目的に、CLIL（内容言語統合型学習）の実践例を通して、英語と他教科の融合を検討した。文法中心、実用主義、異文化理解、新自由主義といった英語学習の四つの意義を比較し、公立学校での英語教育の在り方を問い直した。デモレクソンでは、英語を繰り返し使いながら他教科の内容を学ぶ活動を提示し、真正性のある学びの重要性を強調した。受講者は社会、理科、体育などと英語を関連づけた授業案を構想し、異文化理解や批判的思考を育む可能性を議論した。授業を通じて、英語を単なるツールとしてではなく、教科の本質を捉え直す視点から考えることが促された。

アンケート要約

英語で専門教科を学ぶことが教科の本質理解につながるという指摘が非常に印象的であった。合意形成の難しさや英語教育の立場の多様性を確認できた点は大きな学びとなった。英語を「10億人とつながるツール」と捉える従来の発想に加え、その課題や弊害にも目を向ける必要性を強く感じ、学習意義の再構築が求められると認識した。学習者がワクワクしながら学ぶことの重要性を改めて再確認でき、さらに英語を通して異なる視点から自教科を見直すことの意義を実感した。

(4) 授業およびコース内 FD 活動の総括と成果 および今後の展望

第 14・15 回の受講生による発表では、異なる専門性を活かした多様な授業構想が提案された。公民×体育「信頼と責任のリレー」、国語×地歴「宗像三女神の秘密を探る」、社会×英語「国際交流を題材とした学習」、国語×保健体育「社会問題と健康・運動」、理科×社会「エネルギーの未来」など、いずれも主体性と協働を重視し、生徒が現実社会とつながりながら深く学ぶ姿を描いた授業であった。これらの事例は、受講生が実際に教科横断的授業の構想力を身につけた証左である。

この授業のもう一つの重要な側面は、FD 活動としての意義である。担当教員は各自の授業を相互に共有し、受講生のアンケート結果等を基に教育の在り方を議論した。教員から寄せられたコメントは、この授業が FD として機能したことをよく示している。ある教員は「具体的な事例をもとに考え合う機会はとてもわかりやすく、FD として非常に望ましいやり方だと思う。あまり大きな負担もなく取り組むことができ、継続しやすい形式である」と述べた。別の教員は「各教科の特質を知るだけでなく、自分の担当授業の改善視点を得ることにつながった有益な取組であった」と振り返った。また「この授業のもつ可能性を十分に引き出してもらい、担当していただいた先生には感謝しかない。来年度は第 15 回の授業に他の先生方も参加し、教科横断的な単元交流を FD として継続してほしい」との期待も寄せられた。さらに「受講生の変容を感じ取れただけでなく、リニューアルした科目を対象にできたため得るものが多く、授業改善の手がかりを得やすかった」との声もあった。これらのコメントは、教員自身が授業者としての省察を深めるとともに、教職大学院全体の教育改善へとつながる視座をもたらしている。

こうした成果を整理すると、第一に受講生が専門を超えた視野を獲得し、授業の構想や改善に資する具体的な方法を学んだこと、第二に教員にとっても、授業を FD 活動として共有することで、それぞれの授業改善に向けた有益な示唆を得ることができたこと、第三にこのような新たな協働的、継続的共有の場を通じた授業改善の循環が形成されたこと、という三点に集約される。授業の成果とアンケートの声を次年度以降に継続的に活用し、大学院教育の質保証と学校現場への接続を図ることが今後の大きな展望である。

2. スクールリーダーシップ開発コースの FD 活動

担当：木下伸生

講義：大竹晋吾

(1) 今年度のテーマ：設定の背景

スクールリーダーシップ開発コースでは、本年度は大学教員及び教職大学院・大学院生の研究活動についての研究倫理審査に関する FD 活動を行った。以下にその状況を報告する。

(2) 実施概要

2014 年の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」は文部科学大臣の指針として研究データに関する倫理指針等を強く提言したが、その後も 2021 年に「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」が文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣の 3 大臣の指針として示され、この 2 つの指針により、現行の研究機関における研究倫理審査に関する組織的なシステムが要求される状況になったといえる。

この点、一つの特徴ではあるが、ガイドライン・倫理指針というシステム上の提案は法制化されたものではない。そのため、関係諸機関の対応、研究活動における不正行為等処分に格差が生じていることも否定できない。それは本学のような教育養成系大学でも同様の状況が看取できる。

本年度のスクールリーダーシップ開発コースでは、本学教員だけでなく指導院生の研究活動における研究倫理・倫理審査への対応をテーマに FD 活動を取り上げた。その要因は、福岡教育大学教職大学院で展開される現職教員の研究活動として、対象となる「課題演習」が存在するためである。

「課題演習」の活動は、関連学会等での研究発表とも連動するため、学内だけでなく学外の研究活動にも対応できる指導を展開しなければならない。本学のみでの研究倫理・倫理審査に対応するだけでなく、関連する研究団体・諸機関の動向も把握し、求められる水準をどのように設定すればよいのかを理解しておく必要があると考えた。

上記の状況要因を踏まえて、今年度のスクールリーダーシップ開発コースの教員 FD 活動として、研究倫理及び倫理審査に関する動向を集約し、指導的立場となる大学教員間の情報共有を図ることを目的として FD 活動を行った(2025 年 8 月上旬コース FD を実施)。これらの成果と課題を述べる。

表2 研究倫理・倫理審査の項目分類（対象者・倫理審査・データの記録保管・研究終了報告等）

	対象者 学=学部生 院=院生 教=教員	倫理審査	倫理委員会 公開 HP 公開, 規定のみは△	記録 保管 ・ 廃棄	終了等 報告書	備考
A 教育大学	学院教	○	○	○		
B 教育大学	学院教	○	○	○	○	
C 教育大学	学院教	○	○	○		
D 教育大学	学院教	○	△	○		
E 教育大学	学院教	○	△	○		資料保存ガイドライン規定
F 教育大学	不明	×	×			
G 教育大学	学院教	○	○	○	○	資料保存のガイドライン規定
H 教育大学	学院教	○	○	○	○	
I 教育大学	学院教	○	△	○		学生の倫理審査申請は教員経由
J 教育大学	学院教	○	△	○		委員会：学外学識経験者2名

(3) FD 活動内容：研究倫理審査体制の比較：他 教員養成系大学の取り組み

対象としたのは教員養成系単科大学の10大学である（本学を除く）。この10大学HPで公開されている研究倫理・倫理審査に関わる規程・チェックリスト等の資料を根拠データとした。教員養成系単科大学を対象とした理由は、対象とした10大学に教職大学院では、現職教員を対象としたコース・プログラムが開設されており、その院生の教育系分野の研究活動が重なることが想定されるためである（表2参照）。そこでまずは本学の規定を確認する（表3参照）。

福岡教育大学の研究倫理・倫理審査に関する体制を規定しているのは、「福岡教育大学研究倫理規定」である。本規定は、大学ホームページ・大学規則集の中で公開されている。

同規定では、対象者としての教員・大学院生・学部学生・研究生等を定め（第1条）、研究領域として教育学的・心理学的・医学的又は生物学的研究等の人間を直接対象とした教育、研究、地域活動等（同1条）を定めている。その上で、上記の研究活動に対して倫理審査を行う機関として「研究倫理審査委員会」が定められている（第3条）。

研究倫理審査委員会の倫理審査に関する手続きとしては、①研究代表者（指導院生・学部生の研究も含む）が研究倫理申請書を同委員会に提出し、②申請書に基づき学長を通じて倫理審査委員会は「倫理審査基準」に基づき判定を行う手続きが示されている（第8条）。倫理審査委員会の判定に対しては、その後には生じる再審査手続き（第10条）、研究の検証（第11条）等も併せて定め

られている。

4) 他教員養成系大学の取り組み

既述の本学の研究倫理・倫理審査について、他大学の実状を対比的に捉え、課題を析出する。

まず、倫理審査の対象範囲について述べたい。教員養成系単科10大学では、大学・大学院の研究活動の対象者としての範囲については、9大学において学部生・大学院生・大学教員が対象となることが明示されていた（F大学はHP上では確認できなかった）。大学教員の研究活動だけでなく、大学院生・学部生の研究活動が対象となることが明記されている。学部生の研究活動まで範囲とされている事が一般化している。

大学院生・学部生の研究活動において、学生が直接倫理審査を受けることはできない手続きではなく、研究を指導する指導（担当）教員を通じて申請手続きすることが明記されている。学生の研究活動に対しての指導責任者としての役割責任を明文化し、学生に対する研究活動についての監督責任者としての大学教員と指導体制についても言及したものと考えられる。

大学教員の監督責任の重要性を考えるとともに、研究倫理教育に対する指導責任が問われていることを重く理解しなければならない。

各大学の大学院生・学部生は異なるが、本学の場合、教職大学院の2学年の在籍院生約100名（修士1～3年生）、学部生約1,200名（学部3・4学年、1・2年生の研究活動を除いたものとして考えた場合）が対象となるであろう。教員養成系単科10大学では、本学以上の院生・学生数を抱

表3 福岡教育大学研究倫理規定 (抜粋)

<p>○福岡教育大学研究倫理規程 抜粋 (制定 平成18年12月7日) 改正 中略 令和7年3月21日</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、福岡教育大学(以下「本学」という。)の教員、大学院生、学部生、研究員等本学において研究種別を行う全ての者(以下「研究者」という)が、教育的、心理的、医道的又は社会的に研究等の人間を対象とした教育、研究、地域連携(以下「研究種別」という)のうち、倫理の問題が生じるもののある研究種別及び研究種別の結果の公表を行う場合の権限、責任の所在等を定め、もって研究者及びその関係者(以下「対象者」という)の人格を保護するとともに、本学における研究の円滑な推進を図ることを目的とする。</p> <p>(留意事項) 第2条 前条の研究を行うとする研究者は、各人の自覚に基づき、高い倫理性を保持するとともに、次の各号で留意しなければならない。</p> <p>(1) ヘルシンキ宣言(1964年6月第18回世界連合総会採択)の趣旨に基づいて研究を行うこと。(2) 対象者等の人格を尊重すること。(3) 研究を行うことにより、対象者等が利益及び危険を生じ、よう十分配慮すること。</p> <p>(4) あらかじめ対象者等が研究の内容及び社等を説明し、理解を求めた上で、研究者から書面により同意(研究者が未成年者の場合は、本人及び保護者等の同意を得ること。なお、研究者が年少者又は障害者等で本人の同意を確認することが困難な場合においては、保護者等から書面により同意を得ること。)</p> <p>2 研究者は、前頁に掲げる研究種別を実施する場合及び研究種別の結果の公表を行う場合については、学長の承認を得なければならない。</p> <p>(研究倫理委員会) 第3条 第1条の目的を達成するため、本学は福岡教育大学研究倫理委員会(以下「委員会」という)を置く。</p> <p>(委員会の審議事項) 第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 研究種別の実施計画及び公表申請書の審査に関すること。 (2) 研究種別の検証に関すること。(3) その他研究種別/倫理に関すること。</p> <p>(委員会の組織) 第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 理事(教育・研究総務担当) (2) 副学長(研究担当) (3) 教務総長(研究担当) (4) 健康科学センター医師 (5) その他学長が必要と認めた者 若干名 … 中略 …</p> <p>(審査手続等) 第8条 審査を申請しようとする研究者(以下「研究代表者」という)は、所定の研究倫理審査申請書(以下「申請書」という)に必要事項を記入し、学長へ提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請は、大学院生、学部生、研究員等(以下「学生等」という)が行う場合においては、当該学生等の指導員が行うものとする。</p> <p>3 学長は、申請書を受領したときは、速やかに委員会へ審査を諮問するものとする。</p> <p>4 委員会は、別掲の審査基準に基づき、審査を行った上で、次の各号に掲げるいずれかの表示により決定する。</p> <p>(1) 承認 (2) 条件付き承認 (3) 変更の勧告 (4) 不承認 (5) 非該当 … 中略 …</p> <p>(再審査) 第10条 研究代表者は、第8条第9項及び第9条の決定に異議があるときは、所定の研究倫理審査異議申立書(以下「申立書」という)により、学長へ不服申立てをすることができる。 … 中略 …</p> <p>(研究の検証) 第11条 学長は、必要に応じて、研究代表者から当該研究について報告を求めることができる。</p> <p>2 学長は、前項の報告の内容を適切に検証した場合、委員会へ調査を命じることができる。この場合において、委員会は、当該研究の改善すべき事項の有無について、学長に報告しなければならない。</p> <p>3 学長は、前項の報告を受け、改善すべき事項があると判断した場合は、必要な指導・勧告を行うことができる。 … 以下中略 …</p> <p>参照： https://kisoku.fukuoka-edu.ac.jp/act/frame/frame110000166.htm</p>

えている大学も存在する。実態として院生・学生の研究活動を対象とした場合、相当数の申請に対応した倫理審査体制を構築しなければならない。この点、どのような組織規模で各大学はこれらに

対応しているのかを分析はできていないため、今後の課題として調査したい。

次に、倫理審査の審査手続きについて述べる。大学で倫理審査の手続き及び倫理審査に対応する組織体制(倫理審査委員会等の名称)をHP上で公開している大学は9大学である。公開されている内容としては、倫理審査に関する目的・概要を掲示した後に、①倫理審査組織体制(委員等の氏名)、②倫理審査プロセス(申請時期・期間等を含む)、③申請書類等(事前申請に関わるチェックリスト等)に分類できる。③については、a)事前申請、b)中間・研究計画修正、c)研究終了報告、d)データ保管・管理などの申請書類が公開されている。全ての大学で上記a)~d)チェックリストが公開されている状況ではなく、各大学によって実態は異なっていた。

倫理審査の手続きについて、他大学の比較を通じて論点を整理したい。

一つは調査研究にかかわるデータの保管・削除についての審査である。G大学の倫理審査チェックシート(後掲資料1参照)及び倫理審査書類(後掲資料2参照)と本学のチェックシートを比較した場合、大きく異なっているのはデータに関する取扱いが重要項目になっている点である。調査研究では多くの場合に調査を実施すればデータが作成される。同データは近年では殆どが電子化されたファイル等で集約・処理される。そのため、データを保存するPCや記憶媒体等についての管理について、保管場所・保管期限・データの管理方法等の様々な確認事項が項目として列挙されている。これらの背景は、データの種類によっては、個人情報等の漏洩につながるものが予測される。この点をチェックシート及び審査書類の段階で確認しておく作業は必要なものと考えられる(後掲資料1・2参照)。

次に、調査研究にかかわる中間報告、最終報告についての申請書類である。調査研究については、当然のことながら調査計画を立てて進めていくが、その中途の段階で調査計画を変更せざるを得ない状況が生じてくる。B大学ではそれらの事象を想定して、調査計画を変更するために、中間及び最終報告などの申請書類が準備されている(後掲資料3参照)。

(5) 関係学会と大学に求める研究倫理審査体制

ここまで他の教員養成系大学における倫理審査体制の状況を比較して述べてきたが、次に学会の倫

理審査に関して状況を踏まえて述べていきたい。

現職長期派遣研修員を受け入れている本学コースは、①スクールリーダーシップ開発コース、②特別支援教育向上コースの2コースである。現職「SL開発コース」では、①教科教育リーダープログラム、②学校適応支援リーダープログラム、③学校運営リーダープログラム、「特支コース」では、①特別支援学校リーダープログラム、②特別支援教育推進コーディネータープログラム、計2コース5プログラムで指導にあたっている。

関連する教育学会の分野では、1) 教科教育学系学会、2) 教育心理学系学会、3) 教育経営学系学会、4) 特別支援教育系学会(医療系分野を含む)、5) 教師教育学系学会(教員養成・人材育成等)が存在する。これらの学会において、学会での発表、論文投稿に関して大学側に研究倫理審査を求める学会が表出しているため、その実態についてFDで報告を行った。

2014・2021の文部科学省・ガイドラインの提言以降、医学系の学会では研究倫理に関する規定・基準等の中に、学会発表及び論文投稿等の申請の際に、大学での研究倫理審査を経ていることを申請要件としている学会が多い。これらの影響もあり、教育心理学(臨床心理学)や特別支援教育系では、医学系の基準に沿った研究倫理審査を求めらる状況にある。

【発表・投稿に関し所属機関の倫理審査を求めている学会】

○日本教育社会学会 倫理ガイドライン

⑧ 所属機関等における倫理審査の活用

人を対象とする調査研究を行うにあたっては、その実施に先だって調査計画の内容・方法等について審査を受け、適切と判断されることを求められる場合があります。多くの高等教育機関のほか、病院などの施設がそのような審査を行う倫理審査委員会を設けています。会員は、人を対象とする調査研究を行う際には所属機関の定めに沿って、倫理審査を受ける必要があります。所属組織内に倫理審査委員会が存在しない場合や、調査計画に照らして適切な分野を取り扱う倫理審査委員会が置かれていない場合などには、所属組織の管理責任者や、成果の発表を予定している媒体の発行元などと対策を相談することが適切な場合もあります。

<https://jses-web.jp/wp-content/uploads/2021/12/ethics-guidelines-ver1.0.pdf>

○日本LD学会 投稿論文チェックリスト

投稿における倫理について チェック項目

1. 所属機関に研究倫理委員会がある。

2-A 人を対象とする研究の場合、研究倫理委員会の承認を得た上で、本文中にその旨を記載し、個人や対象機関が特定されないように配慮している。

<https://www.jald.or.jp/ld-report/submission/>

○日本特殊教育学会 一般社団法人日本特殊教育学会倫理規定 第4章 投稿論文等の審査(査読)

4-3 論文投稿の条件と倫理研修

会員が実験研究、調査・面接研究、実践研究を実施するに当たっては、会員の所属する機関の研究倫理規定等を遵守して実施するとともに、研究倫理審査委員会等の承認を得ている場合には、論文投稿に当たってもその承認を得ていることを明記する必要がある。しかし、所属機関に研究倫理委員会等がない会員は、本規定の遵守と本学会が推奨する研究倫理テキスト等を利用した自己研修を行うとともに、投稿論文の中に実施した倫理的配慮を明示しなければならない。自己研修に役立つ情報は、本学会ホームページに掲載する。

https://www.jasec.jp/about/pdf/rinri_rule.pdf

○日本教師教育学会 研究倫理規程

13 情報・成果の開示

会員は、教師教育の実践とその研究を発展させるため、自らの良心と良識とに従い、研究の成果を積極的に発信する。成果の発表にあたっては、研究対象者及び協力者の利益を損なってはならない。また、発表された成果は、発表者の知的財産として適正に扱われなければならない。

【詳解】⑧会員が所属する研究機関等が成果報告に関する規則等を設けている場合は、原則として所属機関の規則に従い、必要に応じて当該機関の承認を得る。

https://jsste.jp/about/rules/rinri/rinri_syokai/#rinri10

【限定的ではあるが出来る限り要望している学会】

○日本教育工学会 倫理綱領

4. 法令及び他の倫理規範の遵守

会員は、職務及び学術的調査研究の遂行に際して、法令及び関係規則、自らが所属する機関等の倫理規範を遵守するとともに、自らの行動に対して倫理的責任を持つ。

<https://www.jset.gr.jp/about/code-of-ethics/>

○大学教育学会

投稿倫理に関する申し合わせ

大学教育学会誌編集規程第7条及び「大学教育学会研究倫理基準」に基づき、「投稿倫理に関する申し合わせ」を以下のように定める。

…(中略)…

2. 研究にあたって、個人あるいは組織等から非公開の資料、情報、データ等の収集を行った場合は、その研究成果の発表方法について、データの提供元から明確な同意を得た上で、そのことを投稿原稿の本文中に明記しなければならない。なお、投稿者の所属先に倫理審査に関する委員会がある場合は、その承認を得ておくことが望ましい。

https://jacue.org/article/activity/journal/rules5a_3

上記に示した学会以外にも、各学会ででは倫理規定・ガイドラインを自主的に定め、研究倫理に対する対応を条文化しているが、院生指導を通じて学会発表は論文投稿をする可能性のある学会を列挙した。

日本教育社会学会や日本LD学会では、学会発表や投稿論文の際に、所属機関での研究倫理審査を求めている。日本教師教育学会や日本教

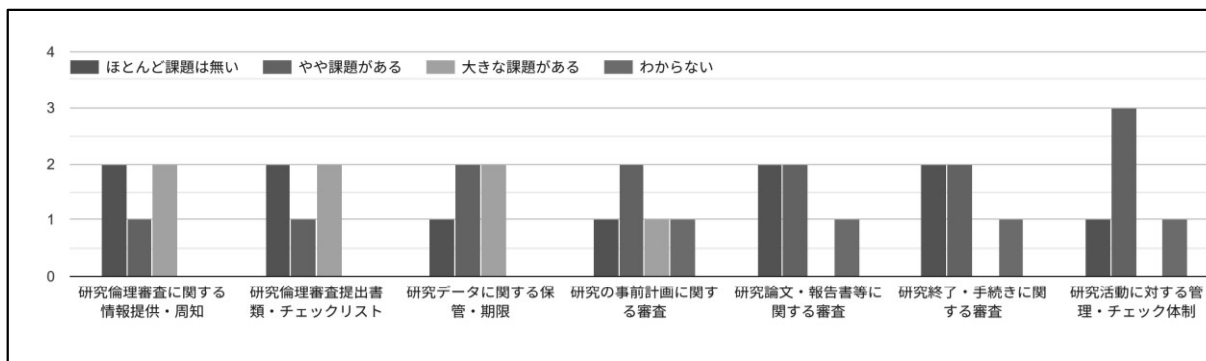


図1 FD終了後の教員アンケート結果 (N=6)

師教育学会でも、学会としては要望しているといった状況にある。表現は強調されていないが、日本教育工学会や大学教育学会などでは、「遵守する」や「望ましい」などの表現を通じて倫理審査を求めているといった状況にある。

このような状況を俯瞰すると、本学の研究倫理審査を活用した院生の学会発表は、今後は増加していく可能性はあると指摘できる。

(6) 大学教員の事後アンケート：研究倫理審査体制の論点整理

前項(4)をFD活動で報告した後協議を行った。本項目はそのFD終了後に行ったアンケート結果である。結果を踏まえながら、現状と課題の論点整理を行いたい。当日のFD会議参加者が7名の中で6名の回答とういことで回答数は少ないが、一定の傾向を把握する事はできると考えている。

「研究倫理審査に関する情報提供・周知」及び「研究倫理審査提出書類・チェックリスト」については、「やや課題がある(1名)」「大きく課題がある(2名)」であり、「ほとんど課題は無い(2名)」の回答数よりもやや上回っている。先述の「福岡教育大学研究倫理規程」の第1条では下記のように示されている。

第1条 この規程は、福岡教育大学(以下「本学」という。)の教員、大学院生、学部学生、研究生等本学において研究活動を行う全ての者(以下「研究者」という。)が、教育学的、心理学的、医学的又は生物学的研究等の人間を直接対象とした教育、研究、地域活動等(以下「研究活動等」という。)のうち、倫理上の問題が生じるおそれのある研究活動等及び研究活動等の結果の公表を行う場合の留意事項及び手続き等を定め、もって研究対象者及びその関係者(以下「対象者等」と

いう。)の人権を擁護するとともに、本学における研究の円滑な推進に資することを目的とする。

規定の対象となっているのは、教員、大学院生、学部学生、研究生等(事務職員や留学生を含むと考えられるのか)であるため、学内への関係者に対する情報提供・周知を進めていかなければならない。

本学HP上に掲示されている「国立大学法人福岡教育大学における研究倫理教育の実施について(重要通知)」では、研究倫理教育の対象者について下記のように示されている。

- (1) 研究者(附属学校教員を含む)
- (2) 大学院生
- (3) 研究支援に関わる事務職員(非常勤職員を含む)
- (4) その他研究倫理教育責任者が受講させる必要があると認める者

既述したが、学部学生を含めた研究活動に対応する組織体制の在り方について検討が求められる。大学院での研究活動においても、教員・大学院生への情報提供、相応の倫理審査に適応した研究活動の実態を関係者間で周知徹底を図っていきたい。

「研究データに関する保管・期限」については、課題として認識している教員が多数回答する結果となった。本学のチェックリストの中でも、データに関する項目は存在していない。そのため、他大学のチェックリストを比較した場合に、課題として認識したと考えられる。

研究データの多くは、紙データなどの資料等で保管されることもあるが、多くは電子データとしてパソコン等に保管されている。そのため、個人情報やインタビューによる音声・画像データ等は調査終了後に情報漏洩のリスクが発生する。研究データの取

り扱いに対するチェック・管理体制については、現段階では課題として認識する必要があると考える。

(7) 考察及び今後の取組

本稿で述べた内容を要約し、SL 開発コース・教員FD活動として今後の取り組みの方向性を述べたい。

今後の大学教員及び大学院生の研究活動に関しては、研究倫理審査（体制）の活用を通じて、研究倫理に適切に対応した研究活動及び研究指導を行っていく。そのためには、本学の研究倫理に関するチェックシートを活用することを前提に、全ての院生が研究倫理審査の審査項目を確認して、研究活動を進めていきたい。

対応すべき課題も複数存在する。本学の研究倫理審査・チェック項目においては、研究活動で得た調査データ（アンケートデータ・音声データ（インタビュー等）・映像データ（動画・画像等）・資料データ（紙媒体等））についての管理・保管・保存期間等の定めがない。これらについては、教職大学院における研究指導の説明の際に、研究対象者・対象機関に対するインフォームド・コンセントに併せて、データの管理・保管・保存期間等に関する説明および契約を行うことを徹底していきたい。教職大学院の現職院生の研究活動において、研究倫理に関する問題を生じさせないように、事前に徹底した指導を行っていきたいと考えている。

3. 特別支援教育向上コースのFD活動

担当：弘松英樹

今年度より新たに立ち上がった特別支援教育向上コースのFD活動として、教職大学院授業研修（高度教育実践力教育学域内授業研修）を実施した。なお、詳細は「令和7年度 学域・センター内授業研修実施報告書」に記載して提出した。本稿では概略のみを記す。

(1) 実施日：2025年8月3日（月）

(2) 授業科目：障害のある児童生徒の理解と合理的配慮

(3) 担当：河村 暁，弘松 英樹

(4) 本時の目標・内容、教材、授業の方法・技術等

前半30分は、合理的配慮や基礎的環境整備の概念を理解するため、法律や論文、文科省の資料を用いた講義を行った。短時間で多くの内容

を扱うため、要素ごとに整理し振り返りスライドを設け、理解を定着させた。後半60分は、支援を必要とする児童の合理的配慮について、動画教材を用いたグループ協議を実施した。各自の意見をシートに記入し、視覚的に比較・関係づけを行いながら検討する工夫をした。本授業は15回のまとめにあたり、これまでの学びを方法的にも内容的にも総括する授業となった。

(5) 授業における環境デザイン

講義では、視覚的情報を中心に歴史的経緯をストーリーとして提示し、スライド1枚あたりを短くすることで注意を維持できるよう設計した。演習ではデジ教材「がっこうコワイ」を用いて児童の困り感を体験し、合理的配慮の必要性やその効果を実感できるようにした。前半は困難さに直面する場面を提示し、後半で配慮が行われた温かい学級場面を提示して学びを深めた。協議ではグーグルスライドで意見を共有し、学級担任の視点で課題事例を検討した。NHK for schoolの動画も使い、現場で起こり得る具体的状況をもとに当事者意識を高める構成とした。字幕や座席配置など、聴覚障害のある院生への配慮も行った。

(6) 授業者による振り返り

前半は情報量が多く、もう一歩取捨選択が必要であった。また、参観者へのスライド資料を事前に配付できなかった点が課題である。後半は院生には意図的に配布を控えたが、参観者には配布すべきであった。参観者からは、合理的配慮を日常生活に落とし込む視点や、学校に限らず幅広く必要な内容であるという示唆を得た。これにより、院生に考えを広げさせる今後の授業改善の参考となった。

(7) 参観者のコメント・感想要約

合理的配慮や基礎的環境整備の整理は院生にとって有益であり、心のバリアフリーに関する示唆も価値が高いと評価された。特別な支援を必要とする児童の視点から合理的配慮を考えると同時に、他の児童にとって交流学習が持つ意義に着目する視点も新たな学びとなった。障害当事者が制作した絵本やNHKの動画教材の活用は、理解を深めるうえで効果的であり、授業実践に取り入れたいという意見も多く寄せられた。また、学校現場で合理的配慮の提供が必須となる中で、今回の講義を通じて正しい理解を再確認できたとの

声があった。児童の困り感を早期に把握し、組織として検討しながら個に応じた支援を行う重要性が強調された点も意義深かった。教材の選定や院生のグループワークの工夫は参考になり、動画視聴や対話活動の時間配分も効果的であったと評価された。さらに、障害者差別解消法やICFなどの背景知識を学んだうえで、具体的事例に基づき対応を考える授業構成は理解を深めやすかったとされる。「特別支援教育の難しさは集団にある」という指摘は共感を呼び、現場経験とも結びついた。授業全体を通じて、明確な概念整理から実践的示唆へと展開する流れがわかりやすく、知識を獲得するだけでなく、それをもとに自分の授業をどう考えるかを省察できる機会となったとの意見が多く寄せられた。

(8) 総括

本授業は、合理的配慮や基礎的環境整備に関する体系的な知識を講義で整理し、演習や協議を通して実践的に深める構成であった。参観者のアンケートからは、法的背景や概念の明確化、当事者視点の教材活用、院生同士の協議活動といった多面的な工夫が評価され、知識獲得から実践的思考への移行が効果的であったことが確認できた。加えて、日常生活や学校現場と直結した事例を取り上げたことで、院生が「自分の授業に置き換える」姿勢を持ちやすくなった点も成果である。

今回の授業のように法制度や理論的背景を押さえた上で、現実に即した事例や教材を用いた演習を取り入れることが、実効性ある研修につながると考えられる。特に、当事者の声や実際の教材を共有することで、抽象的な概念を実感を伴った学びへと転換できる点は有効である。今後は、参観者を含めた相互交流を一層重視し、院生・教員双方が「合理的配慮をどう日常に位置づけるか」を多角的に議論できる研修の場を継続的に設けることが課題である。

参考資料1 G教育大学

倫理審査申請書 提出時 チェックシート

申請者名 _____

課題名 _____

全て確認
しました

- ・各チェック項目番号(①～⑳)は、申請書各欄の右側の番号に対応しています。
- ・申請者は、各項目が申請書・添付書類において漏れなく対応していることを必ず確認してチェックして下さい。
- ・各項目を全て確認したのち最後に、この左欄「全て確認しました」にチェックしてください。
- ・学生の倫理審査については指導教員から提出いただく形です(学生本人からの直接の提出はできません)。
- ・指導教員が学生へ申請内容や必要書類について責任をもって確認し修正など指導したのち、完成したものを提出ください。
- ・申請書のみExcelファイルで提出。その他書類(チェックシート、添付書類)はPDFにしたものを提出ください(見切れ等注意)。

申請者所属職名/所属長の所属職名氏名

- ① 申請者欄には、教員、学生に関わらず、研究を中心的立場で実施する方の氏名を記載している。
- ② 所属欄には、教員の場合は系、学生の場合は専攻を記載している。
- ③ 職名欄には、教員の場合は教授、准教授等、学生は大学院〇〇回生、学部〇〇回生と記載している。
- ④ 所属長の了解を得た上で、申請者が教員の場合は系主任、学生の場合は指導教員の所属職名氏名を記載している。

「3. 研究活動等の概要」

- ⑤ 研究内容に加え、実施方法について記載している。(アンケート調査、インタビュー調査、実験、録音・録画・撮影等)
- ⑥ インタビューや実験等の場合、回数や各回の所要時間や状況等被験者負担がイメージできるよう詳細に記載している。
- ⑦ アンケート調査での性別別回答は研究上必須の場合のみに設定し、その旨と理由を実施方法欄に記載している。(例：〇〇のため性別の回答を含むアンケート調査を実施する)回答欄はダイバーシティに配慮して設定している。
- ⑧ 共同研究者等がいる場合、その方の所属氏名等を漏れなく記載している。

「4. 研究活動等の期間」

- ⑨ 研究活動等の期間は2年以内としている。※承認された期間後も研究を継続する場合は倫理審査申請書を再提出。

「5. 実施対象及び実施場所」

- ⑩ 実施対象者の所属、学年、人数等を詳しく記載している。(例：〇〇所属の〇回生〇人)※未定の場合でも想定を記載。
- ⑪ 実施場所を詳しく記載している。(例：〇〇大学〇〇研究室等)※未定の場合でも想定を記載。

「6. 研究活動等における倫理的配慮」

(1) 対象とする個人の人権擁護

- ⑫ 精神的、身体的苦痛及び健康被害等が生じる恐れがある場合、その内容及びそれらに対する配慮が詳しく記載している。
- ⑬ 被験者の拘束時間が長くなる場合、途中の休憩確保や時間短縮の工夫等を記載している。

(2) 対象となる者及び関係者に理解を求め、同意を得る方法

- ⑭ 研究協力者及び関係者(協力者の所属長、保護者等)へ同意を得る方法、同意の撤回方法、その手順について詳細に記載している。(例：事前に依頼状、研究概要を送付し、ZOOM等を利用し説明を行い、同意書への署名、提出を求める。なお同意についてはいつでも撤回が可能)
- ⑮ 研究協力依頼書を添付している。
(研究協力依頼書の内容)
- ⑯ 1 研究の概要
- ⑰ 2 研究の実施方法
- ⑱ 3 研究への参加協力者の自由意思と拒否権(拒否をした場合に何らかの不利にならないこと等の説明含む)
- ⑲ 4 研究への協力に同意した後の取り下げ可否(回答後の取り下げができない場合はその旨と理由
(例：「匿名アンケートのため提出後の撤回には応じかねます」「論文発表後の取り下げには応じかねます」等))
- ⑳ 5 個人情報の保護(データの取り扱い、管理方法、廃棄方法等)
- ㉑ 6 研究結果の公表
- ㉒ 7 研究実施者の連絡先(大学名・所在地及び研究室の電話番号や大学付与のメールアドレス等。学生は指導教員の研究室等)。※問合せ先は大学の代表電話や倫理委員会ではない。研究者の個人情報保護のため自宅住所や電話番号、私用メールアドレス不可。現職教員学生等が勤務先を連絡先とする場合、それが分かるよう記載。
- ㉓ 8 録画、録音、撮影等を行うこと(該当する場合のみ)それらの録画等も含めて学会等で公表する場合はこれについても記載。
- ㉔ 同意書を添付している。※高校生までは本人に加え保護者、学校の同意
- ㉕ 同意書について、本学附属学校の生徒等の場合、原則として入学時に研究対象となることの承諾を取っている。ただし、研究内容によっては改めて承諾を得る必要があることを理解し、協力を依頼する附属学校に対しその要否について予め確認している。(ただし倫理委員会内で研究内容を確認し、同意書を得ることを指摘する場合があります)
- ㉖ 同意書について、宛先は研究者本人(学長宛は不可)※なお、押印欄は申請者判断(委員会としては求めない)

(3) この研究活動等によって生ずる個人の不利益及び名誉棄損の予測

- ⑳ 個人の不利益等について、生じる場合はその内容等を記載している。生じないとする場合、その根拠も含めて記載している。
- ㉑ 不利益等が生じる可能性がある場合、その対応策を記載している。

(5) (6) (7) (8) 書類、電子ファイルの保管等について

- ㉒ 書類、音声データや映像データを含む電子ファイル(以下、データ等と記載)の管理場所について詳細に記載している。
(原則、本学内。本学の具体的な部屋番号・部屋名、学外の場合は、その理由(ただし、個人宅での保存は不可))
- ㉓ データ等の管理場所について、施錠等についても記載している。ネットワーク接続されていないPC等
- ㉔ データ等の管理方法を具体的に記載している。(例：研究室内の書庫、USB内、パスワード設定、暗号化、施錠等)
- ㉕ データ等の破棄方法を具体的に記載している。(例：シュレッダー、専用ソフトによる消去等)
- ㉖ データ等の廃棄時期を具体的に記載している。「研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」において「実験観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を10年間、適切に保存管理」について理解し、この点を踏まえた期間を設定している。(一定期間の後といった曖昧な記載はさける)※学生の場合も同様。なお、卒業、修了後は、指導教員が保存管理する。
- ㉗ データ等の管理場所、管理方法等は外部持ち出しによる紛失やネットワークを通じた漏洩、研究終了後の所在不明等のないようにしている。

添付資料について(研究協力依頼書及び同意書のほか研究内容によって以下を提出)

- ㉘ アンケートやインタビューを行う場合は、その項目や内容(完成版)を添付している(アンケート調査票、インタビュー項目など)。
- ㉙ 倫理審査上、重要な書類(申請書、協力者への依頼書、同意書等)を外国語で作成している場合は和訳を添付している。

「7. 研究活動等の結果の公表予定」

- ㉚ 公表予定の学会・学会誌名等が具体的にわかっている場合には記載している。
- ㉛ 結果の公表に際して、委員会の承認が必要となる場合は、その旨も記載している。
- ㉜ 学生の研究で、学内の発表会等のみの場合も公表予定として記載している。※公表予定が無い場合は公表予定なしと記載。

倫理審査申請書

令和 年 月 日

〇〇〇〇大学倫理委員会委員長 殿

申請者

所 属

職 名

※オレンジ色の全箇所を記載ください(該当ない場合は「該当なし」と記載)

セル高調整可・ALT+Enterでセル内改行

* 受付番号： _____

所属長の所属	
所属長の職名	
所属長の氏名	
1. 審査対象(ブルダウン、その他の場合は右欄に記載)	
2. 課題名	
3. 研究活動等の概要	
(1) 研究活動等の目的	
(2) 実施方法	
(3) 共同研究者等の所属・職・氏名	
4. 研究活動等の期間	倫理委員会承認後～ 令和 年 月 日

5. 実施対象及び実施場所

(1) 実施対象

(2) 実施場所

6. 研究活動等における倫理的配慮

(1) 対象とする個人の人権擁護

(2) 対象となる者及び関係者に理解を求め、同意を得る方法

(3) この研究活動等によって生ずる個人の不利益及び名誉棄損の予測

(4) この研究活動等によって生ずる社会的貢献の予測

(5) 書類、電子ファイル（音声データ、映像データ含む）の保管場所

(6) 書類、電子ファイル（音声データ、映像データ含む）の管理方法

(7) 書類、電子ファイル（音声データ、映像データ含む）の廃棄方法

(8) 書類、電子ファイル（音声データ、映像データ含む）の廃棄時期

(9) その他

7. 研究活動等の結果の公表予定

参考資料3 B 教育大学

研究等中間報告書

年 月 日

〇〇〇〇大学 人を対象とする研究に関する倫理委員会委員長 殿

申請者 所 属
職 名
氏 名

1 課題名	
2 研究等代表者所属等	所属 職名 氏名
3 研究予定期間	審査結果通知書交付日 ～ 年 月 日
4 現在までの研究等の実施状況	(研究等の成果及び実施上の問題点も併せて記入のこと。)
5 研究等の内容の変更の有無	有 無 (どちらかに○を付してください。) (有の場合) (1) 変更の内容 (2) 変更の理由
6 備考	

(注) 研究期間が複数年度に渡る場合、年度終了ごとに本様式を提出する。最終年度については本様式ではなく、別紙様式7を提出する。

福岡教育大学 2025 年度（令和 7 年度）FD 活動報告書

2026 年 5 月 31 日発行

編集・発行

福岡教育大学 FD 委員会

〒811-4192 宗像市赤間文教町 1-1

電話 0940-35-1287